

平成 25 年度 第 1 回環境審議会議事録

1 開会

2 市長あいさつ（略）

3 役員選任

下記 2 名を互選にて選任

会長 千 裕美（飯田女子短期大学）

副会長 今村 良子（環境カウンセラー）

4 報告

(1) 平成 24 年度 一般廃棄物の排出状況について

説明 環境課小嶋廃棄物対策係長より（資料 1 参照）

質疑

平沢委員 生ごみのたい肥化は、長らく試験から実用に移っていません。

生ごみは水分が多く、現在実施している地域以外でも本格分別できると焼却ごみはかなり減るのではないかと思いますがいかがでしょうか。

小嶋係長 現在、一部地域で収集を行っていますが、収集のコストが高いのが課題です。収集工程は、まずバケツを置いて回り、生ごみを回収して回り、バケツを回収して回るという 3 工程になってしまいます。そのため、中心市街地のような住居が集中したエリアでないと難しいというのが実情です。

可燃ごみを減らすことのできる非常に重要な提案ですが、コストとのバランスを見て考えていきたいと思います。

代替として、生ごみ回収を行っているエリアの外では、生ごみ処理機への補助を行っています。これを今年度から拡充しており、一度きりの制限があったものを、7 年の期間を置けば、2 回目の補助も受けられるように改正しています。

湯澤委員 飯田市の収集量が減っており、誇らしく思います。

しかし、紙資源の収集量が減る中で、燃やすごみが前年度比 0.7% 増加しています。これは、分別意識が減りつつあるサインとも考えることができるのではないのでしょうか。もう一度、細かい紙等も含めてきちんと収集できるように呼びかけていきましょう。

小嶋係長 貴重なご意見ありがとうございます。

堂下委員 他市では雑紙（ざつがみ）の回収も行っています。使用済みの紙袋に小さな紙や封筒、メモ用紙をいれてそのまま回収しています。これは飯田市でも、可能なのではないのでしょうか？

小嶋係長 飯田市では、そういった雑紙は雑誌等に挟んで出す形でお願いしています。飯田市のやり方の方が、お手元に紙袋のない方でも出せますので、紙袋の分の資源の節約になるメリットがあると考えています。

美沢委員 小中学校での回収量のデータがあれば教えてください。そういった回収を進めて欲しいと思います。

また、地球温暖化への関心が高まっていますので、集めた時にCO₂がどのくらい減ったかというのを見える化できれば、回収への意欲が高まるのではないのでしょうか。

小嶋係長 資源回収をしますと市に登録している団体に対して、市で補助金を出しています。その補助金ベースでの把握では、市内の25団体が1,077tの回収をしています。

CO₂削減については、環境省からの市町村支援ツールに、回収時の収集車から出るCO₂等と、特化したものはありますが、資源回収の効果や回収時の負荷等をトータルに出せるツールはまだないようです。状況を見つつ研究していきたいと思います。

千会長 委員の皆様からたくさんの有意義なご意見を頂きました。3Rの推進等、きちんと市民に対し、啓発や教育等の中で声を掛けながら進めていくと、きっと良い形になると思いますので、よろしくをお願いします。

(2) 飯田市ポイ捨て等防止による環境美化を推進する市民条例について

説明 環境課清水課長補佐より（資料2参照）

質疑

小林（正）委員 この条例ができるまでの経過を教えてください。この審議会で作るかどうかの議論はあったのでしょうか。

千会長 審議会での検討はありました。

小林（正）委員 飯田市の取組みは、これまで性善説的にやっていました。こういう禁止事項を並べたような条例を作らなくて済むようにと、頑張ってきました。それでも確かに現在は、問題はあるのかも知れません。しかし、努力をしてもどうしようもなかったのでしょうか。

また、細かに禁止事項等を書いてしまうと、逆に、そこにはないことはして良いのかという問題にもなりかねないと思います。

こういう条例を作らなければいなくなったことを残念に思います。条例を作る前に出来ることはなかったのでしょうか。

吉川環境課長 ご指摘いただいた内容は、まちづくり委員会の中でも議論になりました。ですので、条例の中身をよく読んでいただくと、不届きなものを懲らしめる内容より、街を美化してくださる方を応援する方に重点を置いた内容になっています。

- 福島（紀）委員 環境文化都市宣言や環境モデル都市等、飯田市は環境を重点として掲げています。この条例は、そのような飯田市であるといことをどう位置付けているのかというあたりが見えにくいように見えますので、環境文化都市や環境モデル都市等の文言を入れたほうが良いと思いますがいかがでしょうか。
- 吉川環境課長 環境文化都市宣言の中で私が一つのポイントとなると考えているのは、多様な主体の取組みによりどう環境を良くするという部分です。ただのポイ捨て条例であれば、前文はいらないが、この条例では、前文を付けています。この前文の内容が、お答えになるのではないかと思います。
- 平沢委員 悪質な人には、ある程度の罰則規定は必要ではないでしょうか。現実的には、特定が難しいとしても、抑制効果は期待できるのではないかと考えます。
- 吉川環境課長 そういう意見も頂いています。一方、不法投棄については、法律で、条例の上限を超えた罰則がすでにあります。条例では、それより軽い罰しか規定できません。ですので、法律の運用をきちんとするという形で対処したいと考えています。また、この条例には、監視体制の強化も入っております。これにより、ある程度の実効性が見込めると考えています。
- 堂下委員 施行後の市民への周知はどうなるのでしょうか。パンフレットを配布し、イラスト等で視覚的に分かりやすいような形で、市民の皆様が、自分たちの問題と捉えられる様な周知をお願いしたいと思います。
- 吉川環境課長 ご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。
- 湯澤委員 条例の趣旨を見ると、生活環境を守ることや美化が前面に出ているようにみえます。一方、物質循環の中では、ごみの不法投棄は、市民へと害を与えることもあるではないでしょうか。条例の目的にも市民の健康を守るという側面、健康というのを加えると自分の問題として捉えやすいのではないのでしょうか。
- 吉川環境課長 貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃる通り、健康の側面については、間接的には含まれる部分もありますが、条例の中に入れるかどうかについて、一旦検討させて頂ければと思います。条例の中に環境美化重点地域というのがありますが、そこで想定しているのは、学校や企業も含む、様々な主体が集まる中で、様々な面から地域の環境美化に取り組んで頂くことです。健康面についても、条例を活用した、様々な取り組みの中で、活かさせていただければと考えています。
- 福島（紀）委員 確認したいのですが、条例の中に環境美化重点路線、環境美化重点区域とあります。環境美化重点路線というのは、道路のことでしょうか。河川沿いの市民の散歩道等も入るのでしょうか。河川沿いの散歩道等は、意外とごみが多く捨てられていますので、環境重点路線の考え方を市民に分かるようにしていただければと思います。もう一つ、環境美化重点区域とありますが、その拡げ方はどうなるのでしょうか。

拡げていく中で、私有地がエリアに入るといった問題もあるのではないのでしょうか。その場合どうするのかといったあたりを分かりやすくして欲しいと思います。

吉川環境課長 ご質問にあるような細かい規定については、規則を作成する中で検討していくことになります。環境美化重点区域は企業や学校を想定しているのですが、条例の中で環境美化重点区域毎に計画を立てることになっています。その計画づくりの話し合いの中で、私有地の話は検討されていくものと考えています。
環境美化重点路線の中身については、これからのまちづくり委員会等の議論の中で決まってくるかと考えています。

吉川環境課長 こちらからご意見を頂きたいことがあるのですが、条例の中には、公共の場所での喫煙を制限する規定の但し書きに、携帯灰皿を持つ場合は除外するという規定があります。これは、逆に読むと公共の場所でも灰皿を持っていれば、喫煙をしてOKと取れる規定であり、時代にそぐわないのではないかないかという意見もあります。いかが考えますでしょうか。

千会長 この条例は、ポイ捨て防止等を趣旨とするものかと思います。飯田市では、公共の場所での喫煙について規定した別の条例等は何かありますか？

清水課長補佐 公共の場所での喫煙について規定した条例等はありません。この条例の趣旨の中では、健康への対応は入っていませんので、この但し書きが付いています。

福島（紀）委員 公共の場所と書いてある時に、市民は、通常公園等を想定するかと思います。しかし、この条例では、道路、河川等も公共の場所と規定しているようです。これだけ、広いエリアに制限に入るのが良いのでしょうか。例えば、東京都内では、全域の公共空間での喫煙を制限する規定をした区もありますが、飯田市とは都市化の度合いが違うように思います。飯田市で全体を禁煙と規定して良いものか。「灰皿携行」の文言が付くのはやむを得ない気がします。

澤柳（隆）委員 これはポイ捨ての関連の条例なので、文章的に止むを得ないのではないのでしょうか。

湯澤委員 学校で子供達とごみ拾いをしてきた経験がありますが、とても多かったごみが煙草の吸殻でした。大人が捨てたごみである煙草の吸殻がたくさん出るような状況では、子供たちにごみを捨てるなど言いにくいと感じています。その点からも、携帯灰皿を持ってもらうという、条例の趣旨は良いことだと感じています。

千会長 それでは、審議会の意見としては、このただし書きについては、現在の形で良いとさせていただきます。

福島（紀）委員 今後の流れについてお教えてください。

吉川環境課長 今回の意見を頂いて、反映させて頂いて12月議会へと提出させていただきます。

千会長 本日は委員の皆様より貴重な意見を頂きました。是非反映して頂きたいと思います。本日の審議会からの意見をまとめますと、1点目は、趣旨にできれば健康の文言を入れて頂きたいという点です。2点目は、できれば環境文化都市の文字を前文に入

れて頂きたいという点です。よろしく申し上げます。

5 その他

小林（正）委員 飯田市では、リニアが大きな課題となっていますが、その中で環境については、どうしていくのでしょうか。環境行政には、守りもあれば、攻めもあるかと思えます。今後、その部分を、市として示していただければと思います。

6 閉会